

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成27年3月31日)

FORWARD

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

香川 洋二(かがわ ようじ)

十川 信孝(そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H27.3.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H20	H21.3.31	第5号	意見	施設の保守点検及びその改修等について	P6	創造都市推進局	美術館美術課	H27.2.27
No.2				意見	同一時期の工事発注のあり方について	P5			H27.3.6
No.3	H22	H22.8.13	第7号	指摘	補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの	P2		スポーツ振興課	H27.2.25
No.4	H24	H25.3.29	第9号	指摘	発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの	P2	市民政策局	地域政策課	H27.2.20
No.5				指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P3			
No.6				指摘	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの	P3			
No.7				指摘	完了届を提出させ、検収事務を適正にすべきもの	P4			
No.8				指摘	業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの	P4			
No.9				指摘	支出負担行為同に係る事務処理を適正にすべきもの	P5			
No.10				指摘	行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの	P5			
No.11				指摘	普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの	P5			
No.12				意見	地域まちづくり交付金に係る事務処理について	P6			
No.13				H25	H26.3.31	第9号			
No.14	指摘	業務委託契約に係る仕様書の作成について	P7						
No.15	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P3				農林水産課		
No.16	指摘	適正な決裁者までの執行伺について	P5						
No.17	指摘	のり養殖事業に係る補助金交付事務の適正な処理について	P6						
No.18	H26	H26.8.15	第17号	指摘	切手の受払処理について	P3	総務局	総務課	H27.2.27
No.19				意見	行政文書の情報公開に係る事務処理について	P8	総務局		H27.2.27
No.20				指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P11	財政局	財政課	H27.2.27
No.21				H27.2.20	第4号	指摘	支出命令に係る事務処理について	P4	市民政策局

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象局	平成20年度／市民政策部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	平成21年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月27日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	施設の保守点検及びその改修等について		
内 容	<p>高松市美術館移動式展示壁設備については、平成20年度の保守点検業務委託の実施報告書で異常がない旨の報告を受けた直後、当該契約の受託者と同設備に係る修繕工事の契約を締結しているため、今後は、効果的かつ効率的な点検内容となるよう、当該業務委託の仕様書の見直しや、費用対効果の観点から、定期的な部品交換を検討するなど、設備の安全性確保に一層留意されたい。</p> <p>また、現行の高松市美術館については、開館から20年が経過し、設備の劣化が懸念されていることから、美術館のあり方検討委員会の提言等を踏まえつつ、平成21年度に実施予定の美術館劣化診断を基に改修計画を策定し、施設設備の改修等を計画的に進められたい。</p>		
公表文該当ページ	6ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 美術館美術課
措 置 結 果	<p>施設の保守点検及びその改修等については、効果的かつ効果的な点検内容となるよう、平成24年4月から常駐作業員の勤務シフトを仕様書に明記し、設備の安全確保に努めている。</p> <p>また、平成21年度に実施した劣化調査診断の結果に基づき、平成25年3月に高松市美術館改修基本計画を策定し、平成25年度から平成26年度に高松市美術館改修基本・実施設計を行い、平成27年1月から工事に着手し、施設設備の改修等を進めている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象局	平成20年度／市民政策部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	平成21年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年3月6日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	同一時期の工事発注のあり方について		
内 容	<p>高松市民プールにおける便所改修工事ほか3工事については、いずれも緊急を要するとして、同一の時期に同一の業者に発注しているが、関連する工事は、取りまとめて入札や競争見積合せを実施することで、より有利な価格での契約締結が期待できることから、今後においては、施設の使用状況などを踏まえ、関連する工事を取りまとめ、計画的に工事発注されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	<p>同一時期の工事発注については、監査結果を受けて以後、本課において、同一の業者に発注する事案は発生していない状況であり、是正事務の執行に至っていないが、関係諸規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう、職員全員に周知を図っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象局	平成22年度／市民政策部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第7号	告 示 日	平成22年8月13日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月25日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	香川オリーブガイナース応援シャトルバス運行事業補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する特に必要があると認める理由が記載されていないので、今後、補助金を概算払により交付する場合は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki22/813.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	香川オリーブガイナース応援シャトルバス運行事業補助金については、平成22年度において支出方法を概算払から完了払に改めた。 なお、当該事業については、平成22年度をもって終了した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>発注簿等に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領の規定に基づき適正に行わなければならない、支出負担行為兼支出命令の起案及び回議に当たっては、同要領第4項の規定により発注簿等を確認するとともに、主管の長は、高松市出納員規則第2条第4項の規定により審査出納員として支出負担行為の確認をし、管理台帳及び発注簿は、同要領第8項の規定により、必要事項を正しく記載し、適宜、記載事項の確認や点検、照合を行わなければならないが、鬼無校区防犯灯撤去工事に係る発注簿については、発注簿の決裁処理がなされないまま執行されているので、今後は、これらの規定により、発注簿等に係る事務処理を適正に行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>発注簿等に係る事務処理については、平成25年度から発注簿等財務処理要領の規定に基づき、適正に発注簿の決裁処理を行い、支出負担行為の確認時においても再度の点検、照合を行うよう適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内 容	<p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、屋島東コミュニティセンターシロアリ駆除業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>業務委託契約については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を平成25年度から明記している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが、国分寺南部コミュニティセンター非常放送設備設置工事に係る見積徴取伺決裁では、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。</p>		
公表文該当 ページ	3ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>指名競争入札又は随意契約に係る執行伺、指名通知等における履行保証については、平成25年度から「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」に示された規定例にならい、明示している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	完了届を提出させ、検収事務を適正にすべきもの		
内 容	高松市男木交流館管理業務委託については、高松市契約事務処理要綱第83条第1項に規定する完了届が受託者から提出されておらず、また、高松市契約規則第30条第5項に規定する検収調書が作成されないまま事務処理されているので、今後は、これらの規定により、完了届を提出するよう受託者を指導するとともに、検収調書を作成し、適正な検収事務を行われたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	高松市男木交流館管理業務委託については、平成24年度から完了届を受領するとともに、検収調書を作成し、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの		
内 容	<p>高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことを規定しているが、平成24年度廃食油収集ステーションの実施に伴う業務委託及び平成24年度廃食油収集ステーションの実施に伴う廃食油処理業務委託に係る見積徴取同決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。</p>		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>廃食油収集ステーションの運営業務委託及び廃食油処理業務委託に係る仕様書については、平成25年度から委託料の積算基礎となる業務内容が明確になる仕様書を添付し、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支出負担行為何に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	50万円以下の委託料に係る支出負担行為何の決裁を受ける場合には、高松市文書規程第16条及び別表第2第3項第13号の規定により、財政課審査を受けなければならないが、平成24年度国分寺支所及び国分寺図書館消防設備保守点検業務に係る支出負担行為何決裁では、その審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	5ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	国分寺支所及び国分寺図書館消防設備保守点検業務に係る支出負担行為何決裁については、平成25年度から財政課の審査を受け、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準では、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第5条の規定により使用料を減免できる基準を規定しているが、塩江支所及び香南支所の行政財産に係る使用許可伺決裁では、使用料免除の決定に当たり、免除する理由を記載していないものが見受けられたので、今後は、同基準に基づく理由を記載されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	行政財産の目的外使用許可に係る事案の決裁については、平成25年度から行政財産に係る使用許可伺決裁において、使用料免除の理由を記載し、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月20日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、高松市文書規程第16条及び別表第2第4項第5号の規定により、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、香南支所、香川支所及び牟礼支所の普通財産に係る貸付決定伺決裁では、その審査を受けていないものが見受けられたので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、平成25年度から普通財産に係る貸付決定伺決裁において、財産活用課の審査を受け、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

監査実施年度／対象局		平成24年度／市民政策局	
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成25年3月29日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年2月20日
指摘・意見 の項目	地域まちづくり交付金交付に係る事務処理について		
内 容	<p>平成23年度予算の執行方針では、補助金等交付申請書に添付する収支予算書について、より明確な区分と積算等内訳の記載を申請者に対し指導することとしているが、平成23年度地域まちづくり交付金に係る収支予算書及び収支決算書では、各項目に所要額又は決算額は記載されているものの、摘要欄に記載がなく、その積算や支出の根拠が明らかになっていないものが見受けられたので、今後は、同交付金交付申請者に対し、摘要欄への記載や事業内容の確認ができる資料を添付するよう指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や実績確認を行い、交付金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	6ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>地域まちづくり交付金に係る事務処理については、平成25年度から、収支決算書の摘要欄への積算や支出の根拠の記載及び事業内容を確認し、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

監査実施年度／対象局	平成25年度／創造都市推進局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成26年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月17日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について		
内 容	<p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託及び軽易な工事については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成24年度高松市地籍調査事業過年度数値情報化業務委託の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>		
公表文該当 ページ	3ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課地籍調査室
措 置 結 果	<p>高松市地籍調査事業過年度数値情報化業務委託については、平成26年度において、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を特記仕様書として追加し、適正に契約を締結した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

監査実施年度／対象局	平成25年度／創造都市推進局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成26年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月17日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る仕様書の作成について		
内 容	高松市契約規則第18条の2では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことを規定しているが、平成24年度高松市牟礼町地内境界草刈業務委託に係る支出負担行為伺決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。		
公表文該当 ページ	7ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課地籍調査室
措 置 結 果	草刈業務委託契約については、平成26年度において、委託料の積算基礎となる業務の具体的内容を明記した仕様書を作成し、適正に締結した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

監査実施年度／対象局	平成25年度／創造都市推進局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成26年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月24日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について		
内 容	<p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託及び軽易な工事については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成25年度松尾生活環境保全林草刈事業の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>		
公表文該当 ページ	3ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	<p>草刈り等業務委託契約については、平成26年度に仕様書を見直し、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を記載した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

監査実施年度／対象局	平成25年度／創造都市推進局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成26年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月24日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	適正な決裁者までの執行伺について		
内 容	<p>補助金（土地改良事業に係るものを除く）の執行伺については、高松市事務決裁規程第5条及び別表第1執行伺の表第19項の規定により、100万円以下のものについては課長、500万円以下のものについては局長、1,000万円以下のものについては副市長の決裁を受けなければならず、また、同規程別表第1の備考10により、設計又は契約の変更等により金額に変更を生じた場合において、変更後の金額に対応する決裁者が当初より上位となるときは当該上位の決裁者、下位となるときは当該当初の決裁者の決裁を受けなければならないが、平成24年度瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金の交付決定決裁及び平成25年度香川県耕作放棄地再生対策事業補助金の変更交付決定決裁については、課長決裁となっていたので、今後、同種の事務処理を行う場合には、これらの規定により、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	<p>補助金の執行伺については、平成26年度に課内において、高松市事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう注意喚起を行い、各決裁段階で適正な決裁者かどうかの確認を行うようにした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

監査実施年度／対象局	平成25年度／創造都市推進局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成26年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月24日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	のり養殖事業に係る補助金交付事務の適正な処理について		
内 容	高松市補助金等交付規則第3条により、申請者は、補助金等交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、指定する日までに市長に提出しなければならないが、平成25年度のり養殖事業に係る補助金交付申請書には、事業計画書が添付されていないので、今後においては、事業計画書を添付するよう申請者を指導されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	のり養殖事業に係る補助金交付事務については、平成26年度において高松市補助金等交付規則に基づき、申請者に補助金交付申請書に事業計画書を添付させ、適正に処理を行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

監査実施年度／対象局	平成26年度／総務局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	平成26年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月27日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	切手の受払処理について		
内 容	切手の受払処理については、受払票を作成しておらず、また、その他の様式についても、規則に定める様式を使用していないので、今後は規則に定める様式を使用し、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	3ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/815.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	総務局 総務課
措 置 結 果	切手の受払処理については、監査結果報告を受けた後、高松市物品会計規則第33条に定める材料品（郵便切手類、生産品）受払票（様式第5号）を使用するとともに、その他の様式についても、同規則に定めるものを使用し、適正に処理した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

監査実施年度／対象局	平成26年度／総務局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	平成26年8月15日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	行政文書の情報公開に係る事務処理について		
内 容	<p>行政文書の情報公開に係る開示区分・不開示理由については、高松市情報公開条例第7条の規定により、適正に事務処理を行わなければならないが、今年度の定期監査において、支出決裁に法人等の印影及び口座情報が記載されている請求書が添付されているにもかかわらず、開示区分が公開になっているものや、公開すべき決裁であるにもかかわらず、開示区分が非公開になっているものが見受けられ、情報公開に対する職員の意識が全庁的に希薄であると考えられることから、情報公開制度の適切な運用を確保するため、文書管理システムによる開示区分等の設定において適正な事務処理がなされるよう、職員への周知徹底等を行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	8ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/815.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	総務局
措 置 結 果	<p>局内各課において、決裁文書を起案する際に開示区分の設定を適切に行うよう所属職員に周知した。</p> <p>また、総務課情報公開室では、本市情報公開制度の適切な運営を確保するため、平成26年11月6日に、各局の課長補佐級職員を対象とした「情報公開制度に係る研修会」を開催し、行政文書の情報公開に係る開示区分の判断基準を含めた事務処理等について、全庁的に周知徹底を図った。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

監査実施年度／対象局	平成26年度／財政局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第17号	告 示 日	平成26年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月27日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について		
内 容	平成25年度公会計システム等運用保守業務委託契約の仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	11ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/815.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	財政局 財政課
措 置 結 果	公会計システム等運用保守業務委託契約については、平成26年度に仕様書を見直し、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を追加し、適正に事務処理を行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

監査実施年度／対象局	平成26年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成27年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年3月12日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支出命令に係る事務処理について		
内 容	支出命令における事務処理については、請求書及び請求内訳書の割印がなされていないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	支出命令に係る事務処理については、高松市会計規則第54条第3号の規定により、請求書及び請求書内訳書に割印をし、決裁時にも割印漏れのないよう、再確認を行うなど適正に事務処理を行った。